

令和七年
六月 青森県議会第三百二十二回定例会会議録 第五号

令和七年六月二十四日（火）議事日程 第五日

午前十時三十分開議

第一、議案第十二号に対する質疑

第二、議案第一号から議案第十一号まで、報告第一号から報告第三十号まで及び公社等経営状況説明書等に対する質疑

第三、議案第十一号及び議案第十二号委員会付託省略

第四、議案第一号から議案第十号まで、報告第一号及び報告第二号を委員会付託

第五、議案第三号から議案第六号までは、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第六、議案第一号及び議案第二号は、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第七、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第十二号に対する質疑

第二、議案第一号から議案第十一号まで、報告第一号から報告第三十号まで及び公社等経営状況説明書等に対する質疑

第三、議案第十一号及び議案第十二号委員会付託省略

第四、議案第一号から議案第十号まで、報告第一号及び報告第二号を委員会付託

第五、議案第三号から議案第六号までは、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第六、議案第一号及び議案第二号は、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

託は省略し質疑、討論及び採決

第七、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長丸 井 裕

副議長 寺田 達也

一 番 丸 井 裕

三 番 井 本 貴之

五 番 小笠原 大 佑

七 番 大 澤 祥 宏

九 番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二十五番 吉 俣 洋

二十七番 花 田 栄 介

二十九番 寺 田 達 也

三十一番 高 橋 修 一

三十三番 夏 堀 浩 一

二 番 工 藤 貴 弘

四 番 工 藤 悠 平

六 番 夏 堀 嘉 一 郎

八 番 北 向 由 樹

十 番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十六番 谷 川 政 人

二十八番 齊 藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 工 藤 慎 康

三十四番 櫛 引 ユキ子

三十五番	今	博	三十六番	川村	悟
三十七番	安藤	晴美	三十八番	山谷	清文
三十九番	山田	知	四十番	三橋	一三
四十一番	工藤	兼光	四十二番	森内	之保留
四十三番	清水	悦郎	四十四番	阿部	広悦
四十五番	田中	順造	四十六番	田名部	定男
四十七番	伊吹	信一	四十八番	鹿内	博

出席事務局職員

局長	工藤	康成	次長	伊藤	敏文
議事課長	角田	正人	副参事	鳴海	康
総括主幹	土屋	順司	総括主幹	下村	恭子
繕主幹専門員	中野	弥寿喜	主幹	山口	友一
主査	中畑	祥将			

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下	宗一郎
副知事	小谷	知也
副知事	奥田	忠雄
総務部長	澤	純市
財務部長	千葉	雄文
総合政策部長	後村	文子
こども家庭部長	若松	伸一
交通・地域社会部長	船木	久義
環境エネルギー部長	豊島	信幸
健康医療福祉部長	守川	義信
経済産業部長	上沢	謙一
観光交流推進部長	齋藤	直樹

農林水産部長	成田	澄人	
県土整備部長	古市	秀徳	
危機管理局長	築田	潮	
国スポ・障スポ局長	出崎	和夫	
会計管理者	小坂	秀滋	
教育長	風張	知子	病院局長 田口 晋
警察本部長	小野寺	健一	教育次長 坂上 香苗
監査委員	佐々木	知彦	警務部長 中村 誠
			監査委員事務局長 松田 大
			選挙管理委員会事務局長 平尾 悠樹

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議案第十二号に対する質疑

○議長（丸井 裕） 議案第十二号を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、菊池勲議員、木明和人議員を除斥いたします。

〔菊池勲議員、木明和人議員、退場〕

○議長（丸井 裕） 議案第十二号に対する質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

二十四番田端深雪議員の発言を許可いたします。――田端議員。

○二十四番（田端深雪） おはようございます。日本共産党の田端深雪です。

議案第十二号「青森県監査委員の選任の件」、選任の考え方についてです。

議員から選任される監査委員の任期は議員の任期によるとされています。

るにもかかわらず、おおむね二年ごとに後任者の選任について提案される理由をお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 議員から選任される監査委員の任期は、地方自治法の規定により議員の任期によるとされておりますが、任期途中に現職の監査委員から退職したい旨の願い出があった場合に、これを認め、後任の委員の選任について提案しているものです。

○議長（丸井 裕） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 特段の理由がない限り任期を全うするのが自然ではないかと考えていますが、議員から選任される監査委員の任期が議員の任期によって以降、議員から選任された監査委員が約四年の任期を満了した例はこれまでであるのかお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 議員から選任された監査委員が約四年の任期を満了した例はありません。

○議長（丸井 裕） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 監査委員の選任に当たって、提案されている両氏を適任と判断した理由をお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

監査委員は、公正で効率的な県政運営を図るために重要な役割を担う職であることから、地方自治法の規定に基づき、その職責の重要性を踏まえながら、総合的に判断した上で、議員各位のうちから適任者を選任し、提案したものであります。

以上です。

○議長（丸井 裕） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） この件は、個人の評価ということが問題ではなくて、四年任期が全うされないまま新たな監査委員の選任が行われる

ことが恒例のようになっていることは不自然であると、賛同できないというのを申し上げて、終わります。

○議長（丸井 裕） 四十八番鹿内博議員の発言を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 鹿内ですが、重複する部分は避けて質問させていただきます。

監査委員の選任の件についてであります。今回退任される委員については、一昨年、選任する際に、任期を全うするというのを確認していたと思うんですが、確認していなかったのか、まず伺います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 議員から選任される監査委員の任期は、地方自治法の規定により議員の任期によることとされており、両委員におかれましても、このことを踏まえ、就任について御承諾いただいたものと認識しております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） だとしたら、今回退任されるという意思表示をされる方お二人に任期を全うしてくださいと慰留すべきだと思いますが、知事は慰留されたんですか。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 慰留も何も、辞職ということでの意思表示がありましたので、それに基づいて次の措置を講じているというところでございます。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今回提案されている両氏については、監査委員としての任期を全うするというのを確認されているのか伺います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 議員から選任される監査委員の任期は、地方自治法の規定により議員の任期によることとされておりまして、このこ

とを踏まえまして、その任期を全ういただけるものと認識しております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 知事は、二月の定例県議会の提案理由説明要旨において、前例踏襲のやり方を見直すとしていました。今後、監査委員については、議員から選任せずに、税理士、あるいは弁護士、公認会計士、司法書士など、専門的知見がある方から選任すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

私の発言をいのように切り取って御発言されているようでありますが、監査委員の議選ということについて、私自身は、この後、変えるというような判断をするつもりはございません。

以上です。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 先ほどの田端議員の質問にもあったのですが、二年ごとに議員選出の監査委員が替わるのはやはり正常な在り方ではありません。先ほど来から法の定めによりということですが、条例を変えれば議員から選ばなくて済むわけで、今回の場合にも現在の監査委員お二人から退任の申出があった際に、条例改正案を知事が議会に提案して、それは議員から選ぶのではなくて、議員以外から選ぶという条例に改正をして、その上で弁護士あるいは税理士等を選任することは十分可能なわけですから、今回の場合にも、何も今議会ですぐに監査委員を決めなければならないというわけではなくて、どうしても急ぐのであれば、臨時議会を開いて条例を改正して、そこで新たな監査委員の提案をされると。通常であれば九月定例会で改正して、新たな監査委員を選任する。そういうやり方が私はベストなやり方だと思うんですが、知事に見解を伺います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 本県においては、地方自治法及び青森県監査委員に関する条例によって、先ほど議員から御指摘のとおり、監査委員の四名のうち二名を議員のうちから選任することとしております。

これは、もともとの趣旨は、議員が県行政全般にわたって幅広い見地からの監査を行うことが期待できて、そして、監査を有効なものとするのに有意義であること、それから、議会の有する本来的性格から見て執行機関をチェックするという監査委員の機能に適していること、この二つを踏まえて、これまで議員から選任された監査委員の皆様には、その職責を全うしていただいているものと認識しております。

私は、まさに議選の監査委員をどのようにしていくのかということについては、議会の中で、議員間の中で協議をされて、その結論を出していただきたいと思ひますし、私自身は、先ほど申し上げたその二つの機能をこれまで議選の監査委員の皆様には果たしていただいていると思っていますので、改正の必要性を現時点で認めるものではございません。

以上です。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 議員の任期が四年であるにもかかわらず、二年ごとに監査委員が替わるといふのは正常な流れではありません。たまたまであるのであれば、それは理解できますが、たまたまではなくて、ずっとですからね。そういう点では、今、知事が言われたことについては賛同できません。提案されている方についての評価とは別に、知事の政治姿勢には賛同できませんので、本議案には反対です。終わります。

○議長（丸井 裕） これをもって議案第十二号に対する質疑を終わります。

菊池勲議員、木明和人議員の除斥を解きます。

〔菊池勲議員、木明和人議員、入場〕

◎ 議案等に対する質疑

○議長（丸井 裕） 議案第一号から議案第十一号まで、報告第一号から報告第三十号まで及び公社等経営状況説明書等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

二番工藤貴弘議員の発言を許可いたします。——工藤議員。

○二番（工藤貴弘） おはようございます。自由民主党の工藤貴弘です。通告に従い、順次質問いたしますので、よろしく願います。

最初に、議案第一号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺いいたします。

まず、条例改正の経緯と概要について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の条例改正は、育児のために一日の勤務時間の一部を勤務しないこととする部分休業について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、現行の一日につき二時間を超えない範囲内で取得できる形態に加え、新たに一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得できる形態が設けられたことなどを受け、主に二点の改正を行うものです。

一点目は、新たに設けられた形態の部分休業を取得できる時間数について、国家公務員における取扱いに準じて、一年につき一日の勤務時間の十日分に相当する時間と定めるものです。

二点目は、現行の一日につき二時間を超えない範囲内で取得できる形態の部分休業について、現在は正規の勤務時間の始め、または終わりで取得に限定しているところですが、改正後は、時間帯を問わず取得できるようにするものでございます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 次に、今回の条例改正によって期待される効果について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の条例改正により取得可能となる一年につき十日分の勤務時間に相当する部分休業については、例えば継続的に一日二時間以内の部分休業を取得する必要のない職員が、子の体調不良により付添いが必要となる場合、参観日や運動会など保育園の行事に参加する場合などにおいて、臨時的に二時間を超えて部分休業を取得することが可能となるなど、これまで以上に部分休業を取得しやすくなるものと考えております。

また、現行の形態の部分休業についても、取得できる時間帯の制限がなくなることから、部分休業が育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度として、より利用しやすくなるものと考えております。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 職員の皆さんが部分休業を取得するに当たって、その柔軟性が増したことによって、さらなる取得率の向上が期待できるということでした。

最後に、育児と仕事を両立できるようにするための環境づくりに向け、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 職員が育児と仕事を両立できるようにするための環境づくりを推進していくためには、柔軟な働き方を可能とする各種制度の整備を進めることと併せて、周囲の職員をはじめ、職場全体で子育て中の職員を支えるという機運を高めていくことが重要であると考えています。

このため、知事部局においては、昨年度、在宅勤務制度の拡充やフレックスタイム制度の導入など、育児を行う職員が利用できる多様な勤務

制度の整備を進めてまいりました。また、全庁的なワーク・ライフ・バランス推進目標として、職員が休暇や各種制度を利用しやすいよう、上司による事務処理体制の整備や、職員が互いにサポートし合うことなどを掲げています。さらには、子供が生まれる予定の職員に子育て計画書を提出してもらい、所属長は当該職員との面談を踏まえ、職員が安心して育児休業や休暇等の各種制度を利用できるようサポートを行うなどの取組を行っています。

今後とも、職員が育児と仕事を両立できるような環境づくりに向け、積極的に各種取組を進めていきたいと考えています。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 職場においての機運醸成も含めて、育児休業制度の充実がもたらす効果は、御答弁にもありましたワーク・ライフ・バランスの向上やキャリア形成、そして職員の定着率の上昇等、多岐にわたり、本条例改正においては、県民のために汗を流して働いていただく職員個人はもとより、ひいては県庁組織、そして社会全体への波及も大きな効果が期待されると思います。本県職員の男性育児休業の取得率も年々上昇しておりまして、全国平均を上回っているようですが、今後も働きやすい職場環境の構築に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、議案第二号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」、その改正の理由等について伺います。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 災害応急警備等手当は、警察職員が豪雨等異常な自然現象、もしくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所、またはその周辺において行う災害警備、遭難救助などの作業に従事したとき、山岳において、著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索、または救助の作業に従事したとき、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で一定の区域や敷地内で行うものに従事したときに支給されるものでございますが、今般、国の特殊勤務手当も

改正されまして、支給額が引き上げられたことから、国に準じて本県においても特殊勤務手当の支給額を引き上げるものでございます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 大変失礼しました。災害応急警備等手当はどういった作業に従事された場合に支給されるのかとお伺いするところを、すつ飛ばして理由を最初に聞いてしまいました。うまく調整していただきました。

次に、今回、条例改正をする理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 大変失礼しました。繰り返しになりますが、今般、国の警察職員が大規模災害に対応する作業に従事したときの手当の支給額が引き上げられたことから、本県においてもこれに準じた支給額とするため、災害応急警備等手当の支給限度額を引き上げることとしたものでございます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 恐れ入ります。国のほうで支給額が上がったというところで、災害応急警備等というのは、自然災害も含めて、あるいは原子力災害も含めて、二次遭難ですとか、非常に危険な作業に従事されるということで、今回その支給額が上がったということには理解し、同意いたします。

では次に、議案第四号「青森県県税条例等の一部を改正する条例案」、個人県民税の特定親族特別控除の内容等について伺います。

いわゆる年収の壁対策によるものですが、個人県民税の特定親族特別控除の内容について、まずお伺いします。

○議長（丸井 裕） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 個人県民税の課税に当たりましては、これまで、扶養親族のうち、年齢が十九歳以上二十三歳未満の特定扶養親族に係る給与収入が百三万円までの場合、特定扶養控除により、一人につき

四十五万円が前年の総所得金額等から控除され、税額計算が行われてきております。

これに對しまして、令和七年度税制改正において、控除の対象となる特定扶養親族の給与収入が百二十三万円まで引き上げられ、令和八年度以降の個人県民税から適用することとされたところであります。

その上で、新たに特定親族特別控除というものが創設され、特定扶養親族のうち、一定の要件を満たす場合、給与収入が先ほどの百二十三万円を超え、百六十万円までは一人につき四十五万円を前年の総所得金額等から控除し、給与収入が百六十万円を超え、百八十八万円までは控除額を段階的に通減しつつ控除する制度について、令和八年度分の個人県民税から適用することとされたものであります。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） いわゆる大学生相当の年代の方がアルバイト等を多少増やしたとしても、世帯への控除額の減免に対しては段階的には減じていきますが、ある程度の余裕を持たせたということであるかと思えます。

では次に、個人県民税の特定親族特別控除の創設による本県税収への影響額についてお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 特定親族特別控除の創設に伴う減収見込額でございますが、国が作成いたしました令和七年度地方財政計画によりますと、都道府県民税と市町村民税を合わせた、いわゆる地方全体の金額で五十億円程度の減と見込まれております。

これを基に、個人県民税の全国に占める本県の割合から本県税収への影響額を試算いたしますと、千三百万円程度の減収となることが見込まれます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 地方全体としては約五十億円、そして本県におい

ては約千三百万円ということでしたが、最後に、特定親族特別控除の実施により税収が減少した場合、県民サービス等の低下を招くことはないのであることを確認させていただきます。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 特定親族特別控除の創設による本県の減収額は、先ほど財務部長から御答弁申し上げたとおり、千三百万円程度と見込まれ、直近の令和五年度の県税決算額千四百七十三億円余に占める割合は○・○○九%となります。

県といたしましては、今回の制度改正にかかわらず、地方税、地方交付税などの地方一般財源総額の確保、充実にについて、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 今回の影響額というのは極めて小さいものであると認識いたしました。そしてまた、地方税の確保については、引き続き国のほうに働きかけていただくことをお願い申し上げます。

次に、議案第七号「青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてお伺いいたします。

今年、一斉改選を迎える年でございますが、まず、条例改正の概要についてお伺いします。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 民生委員、児童委員の定数については、民生委員法第四条の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町村ごとに都道府県が条例で定めることとされています。

今般の条例改正では、現在の民生委員の任期が本年十一月末で満了し、一斉改選を迎えるに当たり、市町村の意見を踏まえて検討し、弘前市で三名、外ヶ浜町で一名の定数削減の改正を行うものです。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 次に、民生委員、児童委員の担い手が本県は全国

平均より不足しているということですが、その理由について、県の見解をお伺いします。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 民生委員、児童委員の担い手不足の理由としては、民生委員、児童委員の活動が県民の方々に広く知られていないこと、少子高齢化や単身世帯の増加等の社会構造の変化を受けて、住民が抱える問題が多様化しているに伴い、民生委員、児童委員に求められる知識や能力が高度化していること、退職年齢の延長や共働き世帯の増加により、あらゆる世代を通じて地域活動に時間を充てることが難しくなっていることなどが挙げられます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） では、民生委員、児童委員の担い手確保のために、県がどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県では、県の広報媒体を活用した民生委員・児童委員活動の周知、地域福祉の専門家による講演や先進事例の紹介を内容とした民生委員・児童委員向けの研修会の開催、県職員の定年到達者等に対する民生委員、児童委員への就任の働きかけなどを行い、担い手確保に取り組んでいます。

さらに、令和六年度から青森県民生委員の担い手確保事業費補助金により、市町村の主体的な担い手確保に向けた取組を支援しているところ です。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 民生委員、児童委員の成り手が全国的に減少傾向にある中であって、本県は残念ながらその全国平均を下回っている状況であると認識しております。その理由も、先ほどの御答弁にもありましたが、高齢化や働き方の変化、責任が重い上に業務が複雑・多忙・高度化していること、実費相応の活動費は支給されるものの、あくまでボラ

ンティアであるため、経済的負担感を覚えるなど、多岐にわたるようです。

その一方で、言うまでもありませんが、民生委員、児童委員の担う役割は社会福祉の観点から当然重要でありますから、今後も市町村と連携していきながら、県としても充足率の向上に尽力していただきたいと思います。

最後に、議案第十号「青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてお伺いします。

まず、条例改正の趣旨及び内容についてお伺いします。

○議長（丸井 裕） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平尾悠樹） 青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例では、供託物が県に帰属することとならない限り、当該条例に定める限度額の範囲内で候補者の選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に係る費用を県が負担することとされており、当該限度額は、これまでも国政選挙の場合に準じて定めてきたところでございます。

今般、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における限度額の一部が引き上げられたことから、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る限度額につきましても同様に引き上げるため、本条例を改正することとしたものでございます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） これはあくまで私の印象に過ぎないですが、二〇一六年の都知事選あたりから売名行為といえますか、当選を目的とするとはなかなか言い難い奇異なデザインのポスターが目立つようになったかと思えます。昨年の都知事選では、いわゆるポスタージャックなどと呼ばれる異常事態が発生したことは記憶に新しいと存じます。こう

した選挙運動用ポスターの品位保持義務規定に抵触すると考えられるようなポスターについても、本条例による公費負担の対象となるのかお伺いします。

○議長（丸井 裕） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平尾悠樹） 地方公共団体における選挙公営は、公職選挙法に準じて実施することとされているため、当該ポスターを掲示した候補者の得票数が公職選挙法第九十三条第一項に規定する供託物没収点以上の得票数に達した場合には、本条例による公費負担の対象となるものでございます。

なお、本年四月の改正により、公職選挙法に設けられた選挙運動用ポスターの品位保持義務規定は、各候補者に対して公営掲示場に掲示するポスターとしての品位を損なう記載をしないよう自覚を促すことを目的としているほか、国会審議におきまして、選挙管理委員会は、当該ポスターの表現内容の可否を判断することはできず、また、その撤去命令の権限もないとされているところでございます。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○二番（工藤貴弘） 品位保持義務規定に抵触するようなポスターであったとしても、選挙のほうではその可否を判断できず、そしてまた、撤去命令の権限もない。また、この規定についても議員立法によるもので、候補者に対して自覚を促すことが目的であるということでございます。なので、私も次回の選挙ポスターについては、しっかりとこうした規定を踏まえて、新しく写真を撮り直すということを申し述べまして、質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 二十三番鶴賀谷貴議員の発言を許可いたします。

—— 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 議案第七号「青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」、民生委員、児童委員の定数削減の理由等について質問します。

民生委員は、その地域において、住民の立場に立ち、住民の生活に関する相談に応じ、援助、助言等を行い、住民の福祉の増進を図る活動をしております。また、児童委員も兼ねており、厚生労働大臣から委嘱された方を言います。五月十二日を民生委員・児童委員の日と定め、毎年五月十二日から五月十八日までを活動強化週間とし、民生委員、児童委員の制度や役割をPRする期間としています。

現在、弘前市の定数は、民生委員、児童委員が三百五十七人、主任児童委員が四十人の合計三百九十七人となっていますが、今回、民生委員、児童委員の定数を削減する理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 民生委員、児童委員の定数改正に当たっては、各市町村からの意見を基に、市町村ごとの人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案して検討しているところでございます。

今般、弘前市においては、長期的に欠員が生じている地区の世帯数減少に伴い、隣接地区と統合したこと、外ヶ浜町については、主任児童委員の担当地区を再編したことにより、それぞれ定数を削減するものでございます。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 民生委員、児童委員の報酬は無報酬で、ボランティアで活動していますが、活動に関する諸経費として、弘前市の場合、令和六年度では年額五万八千四百円が支給されています。

また、現在の民生委員、児童委員の任期は令和七年十一月三十日までとなっていて、令和七年十二月一日に一斉改選となっていますが、青森県民生委員の担い手確保事業費補助金による弘前市の取組内容について伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 民生委員、児童委員の充足率は年々低下してきており、担い手確保が喫緊の課題となっていることから、県

では、令和六年度から青森県民生委員の担い手確保事業費補助金により、市町村の担い手確保に向けた取組を支援しています。

弘前市においては、当該補助金を活用し、民生委員、児童委員の負担軽減及び新たな担い手の育成を目的とした民生委員協力員を配置し、受け持ち世帯数の多い地区、民生委員、児童委員の欠員が生じ、他の民生委員、児童委員が代替的に受け持っている地区、新任の民生委員、児童委員が受け持っている地区における活動をサポートしているところとす。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） この質問をするに当たり、弘前市の民生委員、児童委員について確認したところ、令和七年六月一日現在で在任委員の平均年齢は六十九・六歳だそうで、最少年齢の方は四十五歳だそうです。では、最年長の方の年齢はお幾つだと思いますか。八十八歳の方がいらつしやるそうです。また、在任委員の平均在任期間は八・八年だそうで、最短の方は三か月、最長の方は四十二年七か月だそうです。このような方々の協力があるので、地域住民の福祉の向上につながっていることと感謝申し上げます。

先ほど述べましたが、民生委員、児童委員の高齢化や成り手不足は、弘前市だけの問題ではなく、県内市町村で同じ状況ではないかと思えます。民生委員、児童委員の制度を引き続き維持していくための制度の改革を国に働きかけるよう要望いたします。

次に、議案第九号「青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について質問します。青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、昭和四十一年十二月に公布され、これまでに幾度となく条例改正が行われてきましたが、今回の条例改正の概要について伺います。

○議長（丸井 裕） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 地方公務員の育児休業等に関する法律が改正

され、令和七年十月一日から知事部局等の職員の育児に係る部分休業について、現行の一日二時間以内の形態に加え、新たに一年につき条例で定める時間以内の形態が設けられ、職員がいずれかを選択できるようになります。

この法改正によりまして、職員は、一日単位で部分休業を取得できるようになりますので、今回の条例改正は、一日単位で部分休業をする職員の給与の減額規定を整備するものです。

なお、同法の部分休業に関する規定は、地方公営企業法の規定により企業職員には適用しないこととされておりますので、病院局では、就業規程を改正することで、知事部局等と同様の部分休業制度を拡充することになります。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） では、このような改正の場合、労働組合との協議は必要なのか伺います。

○議長（丸井 裕） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 今回の就業規程の改正につきましては、労働組合と協議する法令上の義務はありませんが、病院局職員への周知の一環として、改正後、速やかに労働組合にも情報提供したいと考えております。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） これまで、働き方改革の一環として、様々な育児と介護に伴う休業制度等が実施されてきましたが、今回の部分休業制度の拡充により、期待される効果について伺います。

○議長（丸井 裕） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 現行の一日二時間以内の部分休業は、例えば保育園の送迎のために毎日一定時間勤務しない場合などでの活用を想定しております。

一方、新たな形態の部分休業は、毎日一定時間部分休業する必要のな

い職員が、例えば子の体調不良に伴う付添いや保育園の行事への参加などのために一時的に長時間勤務しない場合の活用が想定されているところでございます。

さらに、現行の一日二時間以内の部分休業を取得できない、一日の勤務時間が六時間十五分未満の非常勤の看護師さん等が新たな形態の部分休業を取得できるようになります。

今回の部分休業制度の拡充により、個々の職員の事情に応じ、より柔軟に部分休業を取得できるようになり、職員の仕事と育児の両立が一層図られることになると期待しております。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） すばらしい制度が設定できたとしても、その制度を理解してもらえなければ効果を上げることができませんが、部分休業制度の拡充について、どのように病院局職員に周知し、利用促進を図っていくのか伺います。

○議長（丸井 裕） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 今回拡充する部分休業制度については、病院局職員専用のポータルサイト上にお知らせを掲載するとともに、新たに育児を行うこととなった職員に対し、他の休業・休暇制度と併せ、個別に説明するなど、丁寧な周知を図ることで、個々の職員の事情に応じた、より柔軟な利用を促進してまいります。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 子供は親の都合でけがや病気になったりしません。また、病院局職員は、病気を抱えている方のお世話をしています。育児も仕事もどちらも突発的な出来事が多く起こります。どのような状況になったとしても、育児と仕事が両立できる環境づくりを今後進めていくよう要望いたします。

次に、議案第十一号「青森県収用委員会の委員及び予備委員の任命の件」、委員選任の考え方及び選任理由について質問します。

収用委員会は、土地収用法に基づき、各都道府県に置かれている準司法的な機能を持つ行政委員会でありますが、青森県収用委員会の委員及び予備委員の職務と業務内容について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図ることを目的として、公共事業に必要な土地等の区域や適正な損失補償の額等について裁決を行う行政委員会であり、委員は、この目的を実現するために、収用案件に対して公正に判断することを職務としています。

委員の具体的な業務内容としては、収用案件の裁決に当たって必要となる現地調査、審理及び会議の各手続において、それぞれの専門分野の知見を生かし、委員会の意思形成を行うことが挙げられます。

また、予備委員は、委員に欠員が生じたときでも収用委員会の活動が停止しないよう、収用委員会に置かれており、通常の業務はなく、委員に欠員が生じたときに代わりに就任することとなります。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 現在の青森県収用委員会は、委員が七名、予備委員が二名となっていますが、今回再任する委員及び新任する予備委員の選任理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 収用委員会の委員及び予備委員は、土地収用法第五十二条の規定に基づき、法律、経済または行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができるとの観点から、県議会の同意を得て知事が任命します。

今回、任期満了となる三名の委員につきましては、猪原健氏及び伊藤史行氏が法律分野の委員として、中川原扶貴子氏が行政分野の委員としてそれぞれ優れた経験と知識を有し、これらに基づく公正で迅速な判断を行っていただいたことから、引き続き委員として適任であると考え、

再任について本議会に提案しております。

また、園部正人氏は、法律を専門としている大学准教授であり、加えて弁護士としての職務経験を有していることから、予備委員として適任であると考え、新任について本議会に提案しております。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 次に、青森県道路公社経営状況説明書、青森空港有料道路の令和六年度の収支の状況等について質問します。

青森県道路公社は、昭和五十年四月に地方道路公社法に基づき、青森県の全額出資により設立されました。通行または利用について料金を徴収することができ道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うことを目的としています。

青森空港有料道路は、昭和六十二年七月に一部供用開始され、昭和六十二年九月に全線が供用され、整備事業費は約六十一億円であります。

通行料金の徴収については、平成二十九年七月に十年間徴収期間を延長していますが、青森空港有料道路の令和六年度を含む過去三年間の収支の状況について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当路線における令和六年度の総収入は、前年度と同程度の約三億三千六百万円、総費用は、前年度比約三%増の約一億七千六百万円でした。

その結果、総収入から総費用を差し引いた収支は、約一億六千万円の黒字となりました。

また、令和五年度の収支は約一億六千七百万円の黒字、令和四年度の収支は約一億四千八百万円の黒字となっております。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出制限等があり、人が移動することができない期間がありました。また、社会実験として、平成二十九年七月より料金割引実験を行

っている中の青森空港有料道路の令和六年度を含む過去三年間の交通量について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当路線の交通量は、令和四年度は約二百万台、令和五年度は約二百五十万台、令和六年度は約二百六万台と、コロナ禍前となる令和元年度以前の水準にまで回復しています。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 青森空港有料道路の無料開放に向けた今後の対応等について質問します。

宮下知事は、本年六月三日の会見で、青森空港有料道路を二〇二七年七月から無料化すると発表しましたが、無料化に向けて様々な取組が必要と考えますが、青森空港有料道路の無料開放に向けて必要となる事務手続について伺います。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 料金徴収を終了して無料開放するためには、地方道路公社法に基づき、青森県道路公社の定款を変更する必要があります、あらかじめ議会の議決を経た上で、県と道路公社が共同して、国土交通大臣に対し、定款変更の認可の申請をすることとされております。

これらの事務手続を進めるためには、国との事前調整が必要であり、一定の期間を要することから、今年度から事前調整に着手することとしております。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 無料化されるのは青森空港を挟んだ一・七キロ区間であります。この区間には料金徴収する施設等がありますが、青森空港有料道路の無料開放へ向けて想定している対策工事について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当路線の無料開放に伴い、当路線の交通

量は、普通車、大型車ともに約三割増となることが見込まれています。

また、令和三年十二月の大雪の際には、大型車のスタックに起因する大規模かつ長時間に及ぶ交通障害が発生したことから、交通量増加や異常気象時における安全対策が必要であると考えております。

これらを踏まえ、道路公社による上下線一か所ずつ設置している料金所の撤去のほか、交通量の増加に対応する主要交差点での右折レーンの延伸、大雪時に必要となるチェーン脱着場の設置等の工事を想定しており、今年度から調査、設計等に着手することとしています。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 先ほど令和六年度の収支については一億六千万円の黒字となつていてという答弁がありました。無料開放した場合、通行料の収入はなくなりますが、移動時間の短縮など地域に与える影響は大きいと考えますが、県は、通行料を無料化した場合の効果について、どのように考えているのか伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当路線の無料開放により、道路利用者の利便性向上のほか、当路線の西側で接続する計画となつている津軽横断道路の完成後には、津軽地域と青森市を結ぶ広域観光ルートが形成されることによる地域の活性化などの効果が期待されます。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 私は、弘南バス株式会社に青森空港有料道路の通行料を年間幾ら支払っているのかお聞きしました。弘南バスは、弘前バスターミナルから青森空港まで毎日十三便運行しています。そのときに支払う有料道路の通行料は、年間約二百万円だそうです。

また、みちのく有料道路の通行料は、二〇一〇年十一月に有料道路料金徴収期間を十九年延長し、二〇二九年十一月までとなっています。有料道路の通行料の収支だけを考えるのではなく、幅広い経済効果等も考え、早期に無料化することを要望いたします。

最後に、青森県土地開発公社経営状況説明書、令和六年度の決算の状況及び青森中核工業団地造成事業の概要について質問します。

青森県土地開発公社は、公共用地、公用地などの取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和四十八年三月に設立されました。

これまでに数多くの用地取得事業を行ってきましたが、青森県土地開発公社の令和六年度の決算の状況について伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 令和六年度の青森県土地開発公社の決算は、収益等として、青森中核工業団地造成事業に係る完成土地等売却収益約六億円、あつせん等事業収益約一億一千万円等の事業収益に、事業外収益及び特別利益を加えた合計が約八億八千万円となっています。

また、費用等として、青森中核工業団地造成事業に係る完成土地等売却原価約四億四千万円、あつせん等事業原価約七千万円等の事業原価に、販売費及び一般管理費、事業外費用並びに特別損失を加えた合計が約六億四千万円となっています。

収益等から費用等を差し引いた当期純利益は、約二億四千万円となっています。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 現在の主な収益は青森中核工業団地の用地売却となっていますが、この青森中核工業団地造成事業は、平成八年度に着手し、平成十二年度に一部分譲し、平成十四年度に全面分譲が開始され、二十年以上前から実施している事業であります。青森中核工業団地の現在の利用状況と分譲促進に向けた取組について伺います。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） 県では、青森中核工業団地の分譲促進を図るため、首都圏で開催される産業展示会においてPRしているほか、企業ニーズに応じて区画整備や各種支援制度の見直しを実施してきま

した。

この結果、団地の利用状況は、令和七年三月末時点で、分譲と賃貸を合わせて三十四社が立地し、全分譲用地約六十四ヘクタールのうち、分譲面積は約三十八ヘクタールで、分譲率は約五九%、賃貸を含めた利用面積は約四十二ヘクタールで、利用率は約六五%となっています。

今後とも、青森県土地開発公社をはじめとする関係機関と連携しながら、青森中核工業団地のさらなる分譲促進に向けて、積極的に取り組んでいきます。

○議長（丸井 裕） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 工場等用地取得については、青森市では、青森中核工業団地の場合は五億円、同団地に製造業のための誘致取得は八億円までを限度とする助成金等がありますし、本県においても、青森県産業立地促進費補助金など、各種の補助金制度を設けていますので、青森市と引き続き連携して分譲活動を強力に行うよう要望して、質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時二十七分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

七番大澤祥宏議員の発言を許可いたします。——大澤議員。

○七番（大澤祥宏） オール青森の大澤です。議案に対し、二点質疑させていただきます。

まずは、議案第一号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、育児に係る部分休業についてお伺いいたします。

本条例案は、育児と仕事を両立しやすくするため、部分休業を柔軟に取得できるようにするもの、一日当たりの取得時間の上限をなくし、一

年で十日を超えない範囲でまとめて取得することが可能とのことでありました。

そこで、まずは知事部局における部分休業の取得状況についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 直近三年間の知事部局における非常勤職員を含めた部分休業の取得者数は、令和四年度は二十名、令和五年度は二十八名、令和六年度は二十八名となっております。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 次に、一日につき二時間を超えない範囲内で取得することができる現行の部分休業の承認の要件を変更する理由についてお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 現行の部分休業については、国家公務員に係る制度に準じ、勤務時間の始め、または終わりに限り承認できることとしております。一方、国においては、今般、テレワーク勤務の普及により、勤務時間の途中の時間帯にも子供の世話等のために時間を用いることへのニーズが想定される状況となつていくこと等を踏まえ、国家公務員に係る当該取扱いを廃止することとしたものです。これを受けて、本県においても、国と同様に、時間帯にかかわらず、現行の形態の部分休業を承認できることとするものです。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 柔軟に対応できる環境整備が整うということでありますので、引き続き、職員が育児、そして子供の時間に費やす時間を柔軟に対応できる環境整備を求めたいと思います。

次に、時間帯にかかわらず、一日につき二時間を超えない範囲内の部分休業の取得が可能となることで、どのように活用されていくことが想定されるのかお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 今回の条例改正後は、子供の送り迎えのために勤務時間の始め、または終わりに部分休業を取得するといった従来のような利用方法に加え、例えば子供を定期的に病院へ連れて行くため、昼の休憩時間に引き続いて部分休業を取得し、その後、勤務に戻るというような利用方法などが想定されることであり、職員個々の事情に応じた、より柔軟な部分休業の活用が可能となるものと考えています。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 個々の事情に合わせながら対応できるものであるということですが、制度を実効性のあるものにするためには、やはり職場環境の整備が不可欠であると認識するところでございます。

ある企業では、育児休業の取得、あとは復職後の短時間、あと時短勤務が定着する中において、フオーローに回る同僚への手当を設けたり、人事評価への反映を始めていたりとの話もございます。取得する方が気兼ねなく取得できるためにも、職場環境の整備に加えて、仕事をフオーローする職員への評価、手当等の創出の検討も併せてお願いいたします。また、人員不足が取得の障害とならないように、適正な人員配置の徹底も併せてお願いいたします。

続いて、議案第七号「青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」、民生委員、児童委員の定数削減についてお伺いいたします。

地域の福祉の向上に寄与し、住民同士のつながりを強める重要な役割を果たす民生委員、児童委員は、地域福祉の重要な担い手でございます。特に孤独や孤立が社会的な課題となる中、また、地域のコミュニティが希薄化する中において、民生委員、児童委員の果たすべき役割は重要であります。

そこで、定数を維持するべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 民生委員、児童委員の定数については、県が国の基準を参酌しつつ、市町村の意見を踏まえ、市町村ごとに定めております。

今般の条例改正は、長期的な欠員や世帯数の減少に伴う地区の統合による民生委員、児童委員の定数削減と、地区の再編による主任児童委員の定数削減を行うものであります。

人口減少や少子高齢化等による社会構造の変化を受け、福祉ニーズは複雑化、多様化しており、民生委員、児童委員の重要性が高くなっていることから、今後も市町村から地域の実情を丁寧に取り、適切に対応してまいります。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） このたびの定数削減の背景については理解いたしました。しかしながら、地域福祉の観点からも、民生委員、児童委員の果たすべき役割は重要であります。その役割は多岐にわたるため、業務が増加し、個々の委員にかかる負担は大きく、それが弊害となり、担い手不足につながっているのではないかと危惧するところでございます。

また、これまで、仕事を辞めてから民生委員、児童委員になる人が多かったものの、近年は仕事をしている高齢者が増えたことにより担い手不足が加速していることから、民生委員、児童委員の担い手確保に向けては、地域の住民に限るという案件を緩和することや、働きながら委員活動を両立できる環境の整備、若い世代を対象とした参加促進策を講じ、民生委員の新しい人材を確保していただくよう要望させていただきます。

以上で、私からの質疑を終わらせていただきます。

○副議長（寺田達也） 二十四番田端深雪議員の発言を許可いたします。

—— 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。順次質疑を行います。

ます。

まず、議案第七号「青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」、民生委員、児童委員の活動費についてです。

今回、弘前市が三百九十七人から三百九十四人、外ヶ浜町が三十五人から三十四人への定数減の提案がされました。これは他人事ではないと感じています。

この背景には、定年が過ぎても年金だけでは生活が苦しいということと働く方が増えている、それから、町内会活動への参加そのものが減少している上に、民生委員の役割が町内会見守り体制などにとどまらず、社協や地域包括支援センターとの連携など活動の範囲が広く、また、個人情報など責任も伴う中で、なかなか引き受けていただけないという状況があります。

そこで、民生委員、児童委員が活動するに当たり、県が市町村に交付している活動費の内容についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 民生委員、児童委員については、民生委員法第十条により給与を支給しないものとしていますが、県では、活動に必要な経費の実費支弁として、民生委員、児童委員に対する活動費を市町村に交付しています。

なお、令和七年度の活動費単価は、地方交付税単価に基づき、民生委員、児童委員一人当たり年六万二百円です。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 給与がないということで活動費で交付されているというお話でした。民生・児童委員は、特別職公務員との位置づけで国からの交付金があるということで年間六万二百円、月およそ五千元程度の活動費が各市町村に交付されているということでした。

身近な私の町内の状況を見ても、独り暮らしの高齢者は増えていきます。見守りの数も増えていきます。全体的に近所付き合いが薄くなってい

ることや、中には近所からの声かけを避ける方もあって、特に民生委員の方の訪問が必要になる例も増えてきています。

先日、近所からの声かけがとても嫌だということで、周りの方が気にかけている方が、たまたまごみを捨てる途中で倒れたので、近所の方が気がついて救急車を呼んだわけなんです。もしたった一人で家の中で倒れていたらと思うと、孤独死ということになるんじゃないかという事例があったばかりです。高齢化が進む中で、民生委員はますます必要になると予想されます。

そこで、二点目ですが、民生委員、児童委員の活動費について、算定根拠となる交付税単価の増額を国に要望すべきと考えますが、県の見解をお願いいたします。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県では、民生委員、児童委員が十分に地域の見守り役、つなぎ役としての役割を発揮できるよう、北海道・東北七県保健福祉主管部長会議を通じ、これまで国に対し、民生委員、児童委員の活動費の算定根拠となっている地方交付税を増額することを要望してきましたところでございます。

今後、地方財政措置の動向や、県内市町村における民生委員、児童委員の配置状況などを注視しながら、対応していくことといたしております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） ここ三十年で社会状況は本当に大きく変わってきました。民生委員の役割は、これまでのボランティア的な位置づけでは不十分だと考えます。交付税単価の増額だけでなく、県は今後も各市町村の現状を把握し、現状を踏まえた上での改善について、国に対して強く求めていただこうお願いいたします。

次に、議案第九号「青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、育児休業及び部分休業の取得状況等につ

いてです。

子育てのために仕事を辞めざるを得ない、または正規職員から非正規にならざるを得ない状況、特に女性がそうした負担を負うことがほとんどですが、本来は仕事も子育ても十分に両立できるようにすることが必要です。

昨年の臨時国会で、部分休業の拡充と、常勤と非常勤の取得条件の格差をなくすための改正が行われました。先ほどから何度も取り上げられています。部分休業の拡充が本来に望ましいことだと、一歩進んだなどということ聞いています。働きながら子育てしやすい環境が進むことを期待するところです。

まず、病院局における令和六年度の育児休業及び部分休業の取得状況について伺います。

○副議長（寺田達也） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 令和六年四月一日現在の病院局の正職員の人数は千二百七十九名ですが、令和六年度に育児休業を取得した者は百十五名、育児に係る部分休業を取得した者は三十九名となっております。

また、令和六年四月一日時点の病院局非常勤職員の人数は四百五十三名ですが、令和六年度に育児休業を取得した者は五名となっております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 今、千二百七十九名のうち、百十五名の方が育児休業、部分休業に関しても三十九名の方が取得しています。

非常勤職員の方に関しては、一日の勤務時間が六時間十五分未満の方を除くということだったので、この部分休業というのは、非常勤職員の場合はほとんど使えないということだったんですが、今回の改正では、一日の勤務時間の十日分を一日単位または一時間単位で取得できるということ、あともう一つは、非常勤の場合は三歳までとなっていた子の年齢要件が、正規職員と同じように小学校就学前までとなったことで常

勤と取得要件が同じになりました。本来、妊娠、出産、育児のライフイベントは、常勤か非常勤かという勤務形態によって変わるものではありません。

病院局非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得促進をどのように図っていくのか伺います。

○副議長（寺田達也） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 病院局では、これまで部分休業を取得できなかった一日の勤務時間が六時間十五分未満の非常勤職員についても、一年につき十日相当以内で取得できるようにする予定です。

あわせて、非常勤職員が部分休業をすることができると子の年齢についても、現行の三歳未満から小学校就学前まで引き上げ、正職員と同様とする予定でございます。

病院局といたしましては、このように部分休業制度を拡充するとともに、他の育児に係る休業・休暇制度と併せ、丁寧に周知するなど、非常勤職員が個々の事情に応じ、より多様な働き方を選択できるように努めてまいります。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 今回の改正は本当によかったなという改正なんです。これを実効性あるものにするためには、本来であれば人員の確保などの環境整備が本来に必要です。

国会で我が党の伊藤岳議員の質問に、村上総務大臣は、職場環境を整備することは非常に重要だと認識、自治体の実態など十分に踏まえて必要な対応をしてまいりたいと答弁しています。ぜひ県としても取得状況など実態をしっかり把握して、必要な対応について国に要望していただくようお願いいたします。

次に、議案第十一号「青森県収用委員会の委員及び予備委員の任命の件」、収用委員会の役割と活動状況についてです。

収用委員会は、土地収用法に基づいて都道府県に設置することが定め

られていることですが、収用委員会の役割についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図ることを目的として、土地収用法の規定に基づき、正当な補償の下に、土地の強制取得と明渡しを可能とする収用等の裁決を行う行政委員会でございます。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 収用委員会というのは、聞き取りの中で、本当に重要な委員会なんだということを認識しました。公共の利益と私有財産との調整を図るため、公正中立な立場で、権利者の意思にかかわらず、正当な補償の下、強制的に財産を取得することができる強制権があるということが分かりました。

収用委員会の令和六年度の活動状況についてお伺いします。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 令和六年度は、県の国道改築事業四件、県道改築事業二件、県の都市計画道路路事業三件の計九件の収用案件について、現地調査を四回、土地所有者等の意見を聞くための審理を六回、収用委員会の会議を十一回、それぞれ実施したところです。

これら九件のうち、五件について裁決を行い、残りの四件は今年度に繰越しとなっております。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） 収用案件九件のうち四件が繰越しということ、収用委員会の重要な役割の大きな一つだと思っています。

憲法第二十九条の財産権とも関わることで、公共の利益と私有財産との調整を図るために公正中立な立場で裁決するという権能が与えられている重要な委員会ということで、ぜひとも公正中立な立場での裁決、審議をお願いしたいと思います。

最後に、警察官の不祥事案についての警察本部長報告についてです。

今回の警察官の不同意性交等罪の疑いで逮捕という事案については、先日、この議場で夏堀浩一議員も質問されていますが、性暴力であること、被害者が高校生であること、犯罪防止の最前線で市民を守るべき職業にある者の犯罪であることなど、二重、三重の強い憤りと職業の社会的信頼への影響を考えたとき、非常に悔しい気持ちです。

もう一点、考えなければならないことは、二〇二三年七月十三日に性犯罪の刑法が改正されたことの意義についてです。性暴力に遭つてもなかなか相談できない状況、泣き寝入りが多い中で、長年性被害当事者や支援団体、弁護士、研究者が必死に声を上げ続け、世論の力で改正されたものであることを踏まえることが必要ではないでしょうか。

今後、本件事案をどのように教訓として生かしていくのかお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 県警察では、警察学校に入校している初任科生を含め、全職員に対して、機会あることに職務倫理教養をはじめとした各種指導、教養を実施してきました。加えて、職員一人一人が自ら考え、主体的に行動につなげていく教養についても重視して取り組んできたところであります。しかしながら、本件を発生させたという事実を受け、これらの指導、教養が十分に浸透していなかった、すなわち、指導、教養により得た知識や理解が実際の行動に結びついていなかったことを痛感し、非常に重く受け止めております。

県警察といたしましては、本件を教訓として、法令遵守はもちろんのこと、職責の自覚、使命感、公共に奉仕する重要性など、警察職員としての高い倫理感を涵養すべく、全職員に対して改めて指導、教養を徹底するとともに、きめ細かい職員の身上把握と身上指導を徹底し、組織一丸となつて県民の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

○副議長（寺田達也） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） これまでも増しての研修の強化をよろしく

お願いしたいと思います。

性犯罪をなくすためには、性暴力は個人の尊厳を傷つけるものであること、性暴力は生涯にわたって人格形成に影響し続けるものであること、性暴力が重大な人権侵害であるという認識を深め、広げる取組が不可欠と考えます。刑法改正を踏まえ、人権を守る視点を一層深める方向での再発防止の取組をぜひお願いしまして、質疑を終わらせていただきます。

○副議長(寺田達也) 四十七番伊吹信一議員の発言を許可いたします。

——伊吹議員。

○四十七番(伊吹信一) 議案第七号「青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」、民生委員、児童委員の欠員状況等について伺います。

民生委員、児童委員、主任児童委員の三年に一度の一斉改選を控える中、このたび、民生委員の定数を弘前市三名、外ヶ浜町一名を減員する条例案が提案されています。

そこで、私は、この当該地区も含めてですが、県全体としての県所管の民生委員、児童委員の欠員状況について、最初にお伺いしたいと思います。

○副議長(寺田達也) 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長(守川義信) 現時点の中核市を除く民生委員、児童委員の定数は二千二百四十五名であり、うち百八十五名が主任児童委員となっています。

中核市を除く民生委員、児童委員の欠員状況は、令和七年三月三十一日現在で、民生委員、児童委員が二十三市町村で百二十二名の欠員、主任児童委員が七市町村で七名の欠員となっています。

これらの欠員が生じている市町村のうち、五年以上継続して欠員の地区があるのは、民生委員、児童委員については八市町、主任児童委員については一市となっています。県では、五年以上の欠員が生じている地

区のある市町村に対しては、新たな担い手の確保に努めるとともに、管内の世帯類型や地理的条件等を踏まえた地区の統合や調整を進めることにより、早期の欠員解消に努めるよう、研修会等の機会に働きかけを行っているところです。

○副議長(寺田達也) 伊吹議員。

○四十七番(伊吹信一) 長期にわたって欠員が生じている地区が多数存在しているということも踏まえてであります。午前中からの質疑でも取り上げられていたかと思いますが、少子高齢化、あるいは単身世帯の増加などにより地域コミュニティが変化する中、民生委員に期待される役割が広範囲にわたり、民生委員の負担が増していること、また、民生委員自身の高齢化や成り手不足を踏まえた民生委員、児童委員等の在り方について考えていく必要があるのではないかと。また、併せて、地域コミュニティを支えている町内会等も役員の成り手不足、中には町内会の解散を決議した地域も始まるなど、地域コミュニティが変化する中での民生委員制度の在り方について検討が必要と考えますが、県の認識といいますか、現状と課題について伺いたいと思います。

○副議長(寺田達也) 小谷副知事。

○副知事(小谷知也) 民生委員・児童委員制度は、昭和二十三年の法律制定から長年にわたり地域の福祉増進のために重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年は、人口減少や少子高齢化、福祉ニーズの複雑化等により、民生委員・児童委員活動に伴う負担は増加しており、担い手不足が課題となっております。

このため、国では、令和六年度に民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会を設置し、協議を重ね、居住要件が一部緩和されたところがあります。

また、県では、北海道・東北七県保健福祉主管部長会議を通じ、地方交付税単価の増額、民生委員定数の参酌基準の見直しなどを国に要望しているほか、市町村を対象に、機会を捉えて管内の状況について聞き取

りを行っております。今後も、市町村の実情を十分に踏まえながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 先ほどちょっと触れましたように、地域コミュニティの在り方自体が昭和から平成、令和と時代が移り変わる中で、大きく変貌を遂げつつあります。今後、この地域コミュニティをどういう形で、どういう体制で維持していくのか。非常に大きなテーマでもありますので、そうそう簡単に最適解を見いだせるものでもないかと思いますが、少なくとも今答弁にありましたように、民生委員の方々を見ても専門的な知識を要する場面というのは増えてきているのではないかと思います。その地域で民生委員が担当する世帯等も考えますと、一人の民生委員に負担を負わせるだけではなくて、行政も含めて専門性のある方々との連携だったり、ちよつとこれは踏み込み過ぎなのかもしれませんが、特に都市部でこうした現象というのは増えているようですけれども、欠員がずっと続いている要因は何なのかということ俯瞰しながら、今、例えば青森市などでは地域包括支援センターを中学校区一校当たり一か所程度を整備しておりますが、そこは本来は医療、介護の連携というものが主たる目的ではありますが、その地域地域でのコミュニティを支える担い手の体制の枠組み、在り方、連携の仕方の一つのモデル的なものとして、こういう地域包括支援センターとの連携であるとか、行政とのつなぎ役としての地域拠点の在り方なども含めて、今後、いろいろと検証、検討していただきたいなということを要望しておきたいと思えます。簡単なことではないだけに、早め早めに検討に着手していただきたいと思えます。

次に、報告第四号から報告第七号まで、報告第十二号及び報告第十八号から報告第二十一号まで、「専決処分した事項の報告の件（和解の件）」、県管理道路の穴ぼこ対策について伺います。

県管理道路の穴ぼこ、道路管理瑕疵に起因する自動車の損傷事故に係

る損害賠償和解の件が報告として挙げられております。毎年穴ぼこによる和解の件は、議会にこの時期、報告されておりますが、改善に向けて、県としても道路パトロール時のＡＩカメラでの点検を令和三年度からの試行期間を経て令和六年度から本格導入し、補修と予防保全に努めていると承知しております。

そこで、道路の舗装補修におけるＤＸの取組と期待される効果について伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 道路の舗装補修におけるＤＸの取組として、県では、昨年度から道路パトロールカーにスマートフォンを搭載し、撮影した画像からひび割れの状態を自動解析するＡＩ点検を本格的に導入しています。

この取組によりまして、点検業務の省力化、コスト縮減及びスピードアップが図られたこと、目視では見落とす可能性のある比較的小規模なひび割れの発見も可能となったこと、効果的かつ効率的にひび割れの補修を行うことができるようになったことにより、穴ぼこの発生抑制と道路利用者の安全性向上につながることが期待されるところです。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 今採用しておりますＡＩカメラでの検知の取組ですけれども、ぜひ機能のさらなる改善といえますが、バージョンアップを図りながら、穴ぼこ等の危険箇所の早期修繕に努めるとともに、当該箇所をいち早く道路利用者にもお知らせするという周知方法の在り方についても検討いただいて、事故の未然防止につなげていただくようお願いしたいと思います。今、データを蓄積もされているかと思うので、中には毎年度同じような箇所穴ぼこが発生するといったようなところも見受けられることがあるようであればなおのこと、道路利用者、通行者には危険箇所を事前に促すということにもつなげてほしいなと思います。

続きまして、警察官の不祥事案についての警察本部長報告についてお伺いいたします。

既に一般質問でも取り上げられ、この質疑でも取り上げられておりますので、詳細は皆さん御存じかと思いますが、県警機動隊に勤務する五十三歳の男性警部補が、むつ市在住の住職と共謀し、女子高生に不同意でわいせつな行為をしたことで六月五日に逮捕、送検されております。男性警部補は、当直勤務を終えた後、犯行に及んだものと見られており、勤務日の六月五日に逮捕されるという事案のようです。

このことを受けて、本定例議会初日、警察本部長から、重く受け止めているとして、被害者及び御家族、そして県民の皆様深くおわび申し上げます、青森県警察組織一丸となって県民の信頼回復に全力を尽くすことを述べられておりました。本件は警察の社会的信頼を失う重大事案であり、県警察には再発防止を厳しく求めるものであります。

また、同種の事案を二度と起こさない環境づくりも大変重要です。今回の事件現場となったレンタルルームのみならず、密室となる空間での犯罪抑止のため、県警察には積極的な警戒活動などに努めていただき、今回の被害者と同じ思いをする被害者を出さない取組を徹底していただきたいと思います。

当然のことながら、今回、事件現場となったレンタルルームのビル所有者等に対しても再発抑止に取り組むよう協力依頼をされているかと思いますが、そうしたことも含めまして、本県で同種の事案が再発しないよう取組をお願いしたいと思います。

また、心に大きな傷を負い、進路に大きな変更を余儀なくされた被害者とその御家族に寄り添い、被害者に対する様々な支援について適切に対応していただきたいと思います。

こうした思いを込めて、二点についてお伺いいたします。

一つ、性犯罪被害者に対する支援の在り方について、県警察の考えを伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 不同意性交等などの性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり多大な苦痛を与え続ける悪質、重大なものであり、性犯罪被害者の支援を行う際は、その心情に配慮しつつ、関係機関、団体とも連携して、被害者の立場に立った支援を行うことが重要であります。

県警察では、平素から被害者支援を担当する警察官を指定し、相談の受理対応、刑事手続や各種支援制度に関する情報提供、被害者等への付添いなどを実施しているほか、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図るため、警察職員で公認心理師等の資格を有するカウンセラーによるカウンセリングや、性犯罪被害で生じた各種費用を公費で負担する制度を運用しております。

また、県警察だけではなし得ない支援が必要な場合があるため、被害者の同意を得た上で、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターであるあもり性暴力被害者支援センターに対して情報提供するなど、関係機関、団体とも連携、協力しながら、被害者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行っております。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 性犯罪被害を防止するためには、先ほど申し上げましたように、密室となるような場所に対する管理者対策等が必要不可欠であると考えます。県警察としてどのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 密室となるような場所を営業している店舗である場合、その営業実態が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するものにつきましては、警察の許認可の対象となりますので、適正な営業について管理者対策をしっかりと実施しているところであります。

他方で、警察の許認可の対象となっていない施設もございますが、これらの場所につきましては、関係機関との連携による情報収集のほか、サイバーパトロール、少年補導、巡回連絡、風俗営業店舗等への立入りなど、あらゆる警察活動を通じて実態把握に努めております。

こうした警察活動の中で、営業実態に違法性が認められる場合は、檢舉等の措置を積極的に講じていくとともに、違法性が認められない場合でも、議員御指摘のとおり、性犯罪被害の温床が疑われる場合は、営業者等に対する防犯指導や改善などの助言を実施しているところであり、引き続きしっかりと対応していく所存でございます。

○副議長（寺田達也） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） あまりこのような内容をこの場で取り上げることは本意ではありませんが、残念ながら被害に遭われた被害者及び御家族の思いに寄り添う形でしっかりと声を届ける必要があるなという思いで、あえて取り上げさせていただきました。

今日、この場でこの質問をさせていただくということは被害者の御家族にもお伝えさせていただきました。御縁があつて御相談も受けました。その間、県教育委員会にも、あるいは当該被害者が通学していた学校の関係もありまして、卒業をしっかりと見届けられるよう大人が十分配慮すべきだという観点からお願いしましたけれども、聞き入れられることはなく、退学を余儀なくされ、その後、進路として予定されていた専門学校への進学も断念せざるを得ない状況に被害者は追い詰められてしまいました。

今回、本会議の冒頭で警察本部長からの報告という形での謝罪がありましたが、実は六月五日に逮捕されましたということは六日に被害者の元に電話等で知らされたということですが、今もって警察官が引き起こした犯罪の重要性から考えますと、あえてこれは申し上げますが、青森県警察本部もしくは機動隊なり、関与する関係機関から被害者及び御家族に対して、何らかの謝罪の言葉など普通であればあると思う

んですけども、いまだに一度もないということを御家族としてもどうなっているんでしようという思いで受け止められております。ですから、本会議場での警察本部長の謝罪の気持ちというものが実は被害者とその御家族には届いていないということをあえて付け加えさせていただきたいと思います。

先ほど質問に入る前に触れたように、加害者が勤務を終えた後、犯行に及んでいる。勤務時間中ではなかったとはいえ、身分としては警察官、機動隊員ですので、そういう立場の者が起こした犯罪ということを考えますと、お見舞金なり、何かしら制度としてないものかということでお聞きしたんですけども、残念ながら、そういったものも整えられていないというか、当該事案にはそうしたものは無いということのようである。別にお見舞金が欲しいとかではないですよ。どこまでも被害者と御家族に寄り添う県警察のあり方について、いま一度、物心両面にわたる在り方について検証といいますか、ぜひ検討していただきたいなというのを警察本部長にはお願いさせていただきたいと思います。

起訴されるかどうか、間もなくその結論も出るかと思えますけれども、起こした犯罪については、しっかりと適正な罪を償っていただきたいという思いでありますし、併せて聖職者たる坊主が起こした犯罪でもあるということも到底許されることではないということはやっぱり付け加えておきたいと思えます。再質問としての答弁は求めませんが、警察本部長、ぜひ県警察として、今回の事案を踏まえた再発防止、そして、犯罪の被害者となった当事者及びその御家族に寄り添う在り方について、いま一度御検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○副議長（寺田達也） 十五分間休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時五分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑を続行いたします。

四十八番鹿内博議員の発言を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 鹿内ですが、質疑を行います。これまで御答弁のあった部分については割愛させていただきます。

まず、議案第七号、民生委員に関してありますが、県所管の民生委員、児童委員及び主任児童委員が昨年度中に取り扱った相談・支援件数と、このうち子供に関する相談・支援件数について伺います。

あわせて、子供に関する活動について、他部局との連携や情報共有をどのように行っているのか、二点伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国の福祉行政報告例によると、中核市を除く県内市町村の民生委員、児童委員及び主任児童委員の相談・支援件数は、令和六年度において、民生委員、児童委員については三万六千六百一件、主任児童委員については二千百三十六件となっています。

このうち、子供に関する相談・支援件数は、民生委員、児童委員が五千九件、主任児童委員が千五百五十九件となっています。

相談、支援の主な内訳は、子供会や自治会行事への参加、遊び場や通学・通園経路の問題等の子供の地域生活に関する相談、支援が、民生委員、児童委員で三千十三件、主任児童委員で八百五十六件、学校教育や進学の問題、不登校やいじめの問題等の子供の教育、学校生活に関する相談、支援が、民生委員、児童委員で九百四十二件、主任児童委員で四百三十二件などとなっています。

続きまして、県所管の民生委員、児童委員及び主任児童委員の子供に関する活動について、他部局との連携や情報共有をどのように行っているかについてお答えいたします。

児童委員及び主任児童委員が担う児童福祉に関する専門的な知識や

経験が求められる相談、支援についてはこども家庭部が所管し、民生委員、児童委員及び主任児童委員の委嘱、解職の事務や資質向上のための研修会等の開催等は健康医療福祉部が所管しています。

なお、児童虐待やDV、子供がいる生活困窮世帯等への支援においては、必要に応じて児童相談所及び福祉事務所の職員が民生委員、児童委員や主任児童委員と情報共有を行うなど、連携して対応しています。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 子供に関することについては、今後他部局とより一層連携を強めて、深めていただきたいと思います。

次に、報告第二十二号「令和六年度青森県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件」に関してであります。

三款一項「社会福祉費」、介護保険対策費について。

繰越しの理由と主な内容について伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 一般の介護保険対策費の繰越明許費は、大きく二つの理由によるものです。

一つ目は、昨年十一月に閣議決定された総合経済対策に基づく国の補正予算を受けて、県が令和七年二月に補正予算を計上した事業のうち、令和七年度に実施する補助事業とされている介護人材確保・職場環境改善等事業費補助などの四事業について繰り越しするものです。

二つ目は、特別養護老人ホームなどの整備に要する経費等を補助する地域密着型サービス等提供施設整備費補助など六事業について、補助対象となる整備工事が令和六年度中に完了せず、工期の延長が必要となり、繰り越しするものです。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今、御説明にありましたが、介護人材確保に関して、本県における介護職員の賃金並びに全産業の賃金の差額、そして介護職員の離職の実態について伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国の令和六年賃金構造基本統計調査によると、令和六年六月時点の本県における福祉施設等の介護職員の所定内賃金額は月額二十四万二千三百円であるのに対し、全産業平均の同賃金額は月額二十五万九千九百円で、その差額は一万七千六百円となっています。

また、公益財団法人介護労働安定センターの介護労働実態調査によりますと、令和五年度の本県の介護職員の離職率は一一・二％となっていますが、全国平均の一三・一％より低くなっています。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 差額が一万七千六百円ということでありますが、この繰り越した事業における支給額は月額幾らになるんでしょうか。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国の積算上の補助金額は、標準的な職員配置の事業所で、一時金等により介護職員一人当たり月額五万四千円相当となるとされています。今回の事業費に当たりましては、一人当たり月額換算いたしますと四万五千円となりまして、本県の介護職員の所定内賃金額と全産業の平均の同賃金額の差額一万七千六百円には及びませんが、本事業の実施により、介護職員の処遇・賃金改善に一定の効果があるものと認識しております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 差額が月額一万七千六百円あるのに、この事業での支給平均額が四千五百円ですから、まだまだ圧倒的に足りない、少ないということになります。したがって、この繰り越しされている事業は、単年度の事業ではなくて、令和七年度、令和八年度も継続して実施すると。あわせて、今の御答弁のように、金額も少なくとも差額の一萬七千六百円に近い金額に引き上げるべきと考えますが、知事の見解と

対応を伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本補助事業は、国の総合経済対策に基づく補正予算による補助金を活用して実施するものであり、令和七年度に実施する補助事業とされています。

県としては、引き続き、介護報酬に係る国の動向を注視し、介護サービス事業所に対し、介護職員等処遇改善加算の取得を促進するなど、介護職員の賃金や職場環境の改善等を推進してまいります。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 国を当てにしてもどうにもならないので、学校給食費無償化は県が独自にやるわけですから、それと同じように介護人材確保事業を介護職員の給与アップのために県独自に取り組んでいただくことを強く求めます。

次に、六款五項「林業費」、治山事業費ではありますが、本事業の内容と繰り越した理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本事業は、山地災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源の涵養など森林が有する機能の維持向上を図るため、保安林内において、土砂の流出を防止する治山ダムの設置や山の斜面を安定させるのり面工事等を行うものです。

繰り越した主な理由としては、国の補正予算を活用し、令和六年度の二月補正で県予算を措置したことなどから、事業期間を踏まえ、繰り越したものです。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 山地災害や森林の公益的機能が低下する主な原因は、私が考えるに保安林の解除、あるいは伐採、改変によるものが大きいと考えます。したがって、その現状と保安林の解除、伐採、改変の主な理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県において、保安林指定の解除を行った面積は、過去五か年で見ると、令和二年度が公共事業等に伴う約十九ヘクタールの解除がありました。令和三年度以降では平均で約〇・六ヘクタールとなっています。解除の主な理由は、道路建設などの公共事業によるものです。

また、保安林の伐採面積は、過去五か年平均で約三百八ヘクタールとなっており、森林所有者による木材生産を目的に行われています。

保安林の土地の改変面積については、過去五か年平均で約四千二百ヘクタールとなっており、そのほとんどが森林整備や木材生産に利用する森林作業道を整備するために形質変更が行われたものです。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 保安林の伐採が五か年平均で三百八ヘクタールですか。そうすると、一方で、保安林の植栽が完了した面積は五か年平均で幾らになりますか。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 民有林を伐採したもののうち、植栽指定があつて植栽が完了したものの面積は、令和二年度から令和六年度までの合計で百六十六・六四ヘクタールになります。これを平均にしますと、おおむね三十ヘクタール前後ということになるかと思えます。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 三百八ヘクタール伐採して、植栽したのが平均で三十ヘクタール、一割しか植栽していないわけですから、これだと森がどんどん少なくなっているということを描きざるを得ません。

そこで、次に、六款六項「水産業費」、企画推進事業費、今議会でも大きな議論があつたホタテの問題に関してであります。陸奥湾海況自動観測システム更新整備事業費補助の内容と繰り返しした理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本事業は、県産業技術センター水産総合研究所が陸奥湾の海洋環境の把握を目的に運用している陸奥湾海況自動観測システム、いわゆるブイロボ三基について、気温、風向、風速の観測機能を強化するほか、新たに野辺地地区及び川内地区の海域に水温と流向、流速を観測する小型ブイ二基を設置するものです。

繰り返しした理由としては、国の補正予算を活用し、令和六年度の二月補正で県予算を措置したことから、事業期間を踏まえ、繰り返ししたものです。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 陸奥湾のホタテガイのへい死率が、同じ陸奥湾内でも場所によって異なる原因を県はどのように分析し、どのような対策を進めるのか伺います。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 漁協や県などが行った昨年秋の陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査では、水温が上がりやすい水深が浅いエリアにおいて、特にへい死率が高い結果となっております。

また、県産業技術センター水産総合研究所では、高水温のほか、水深による餌の量の違いや過密養殖もへい死の原因と推測しており、これらが複合してへい死率に差が生じたものと分析しております。

これらを受け、県では、養殖施設の水深管理をこれまでの水温に加え、餌の量も踏まえ、実施できるよう、ブイロボの機能強化や試験船「なつどまり」による観測を増やすこと等により、陸奥湾の環境を見える化し、漁業者に対して情報提供してまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） むつ市議会で山本市長は、本年度は植物プランクトンも多く、ラーバの成長もよく、種苗もしっかり取れている。これは地域によって違うわけですから、むつ市管内ではへい死率は低かつ

たと。その原因を植物プランクトンも多くということをも市長自身が言われているわけです。

そこで、先ほどの御答弁でありましたが、観測ブイのこれまでの観測項目には、このプランクトンに重要な関わりのあるクロロフィルがあつたんですね。これが更新する機器、それから新設する機器にはないのですが、その理由について伺います。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） クロロフィルは、植物プランクトンに含まれる光合成を担う物質であり、ホタテガイの餌となる植物プランクトンの量の指標となるもので、現在設置している三基のブイロボのうち、東湾ブイが水深十五メートル地点のクロロフィル量を観測する機能を有しています。

一方で、陸奥湾におけるクロロフィル量については、水産総合研究所の試験船「なつどまり」がブイロボより詳細な観測を行い、研究用のデータとして活用していることから、今般、試験船による観測データに統合することとしたものです。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今、試験船でやっている調査は、今若干触れたようではありますが、どういう方法で実施し、どういう活用をされているのか伺います。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾における植物プランクトンの調査については、試験船「なつどまり」が毎月実施している漁場調査の一環として、湾内九地点において、表層から底層まで十センチ間隔で観測しています。

こうして得られたデータの年次変動を分析したことにより、昨春秋以降のへい死要因の一つが餌不足と推定されたことから、今後はさらに分析を進めるとともに、管理指導に活用していくこととしております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 場所によって植物プランクトン、クロロフィルが減った理由については、どういう具合に分析されているんでしょうか。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） クロロフィル量が減った理由については、現在、水産総合研究所で分析を進めているところでございます。海流の流れですとか、山からの餌の量で変わっているのではないかとというような推測をしております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今回、ブイを二か所増やすということですが、私は小型じゃなくて、全てのブイで植物プランクトンの観測をするべきだと思います。

現在、例えば平館のブイは、水温と塩分、それから流向、流速ですね。ここにはクロロフィルも、もちろん溶存酸素もない。青森は、流向、流速はないし、もちろんクロロフィルも溶存酸素もない。東湾は、溶存酸素はある。クロロフィルは、資料によればあることになっているんですが、そういう今あるブイだけでも場所によって違う。しかも、次に出てくるのは小型ということですから、さらに観測項目は少ない。

私は、なつどまりの調査を否定するわけではありませんが、このブイというのは、先ほど御答弁があつたように、ずっとあるわけですよね。年がら年中というか、毎秒毎分というか、毎日きちつとデータを取るわけですから、なつどまりは月に一回でしようけれども。そのためにブイを設置するわけですから、なつどまりで済むのであれば観測ブイはやる必要がないわけですから、したがって、観測ブイを作って今で六代目になりますか、五代目になりますか。何十年にもわたって観測ブイをやっているということは、必要だからやっているわけですから、したがって、全ての観測ブイに植物プランクトンの観測項目を追加するなど、同じ項

目を全部すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 植物プランクトンの観測については、先ほど答弁しましたとおり、試験船「なつとまり」による調査が、詳細かつ連続性のあるデータを取得していることから、継続性や効率性などを考慮し、今回の更新を契機として統合することとしたものでございます。

また、海洋環境の把握には、水域や地形などの要因によりまして、地点によって調査する必要な項目が異なる場合があるため、県としましては、ブイの設置地点ごとに必要な項目を観測することが効率的であると考えました。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 先週の十五日に夏泊半島で陸奥湾のホタテを守るための植樹の活動が、これは二〇一一年に始まっています。なぜ二〇一一年かという点、たしかその前の年であったと思うんですが、海水温の上昇で陸奥湾のホタテが大量死したということを受けて、実は高校生と一般の県民が多く参加して、もう十何年も続いている。まさに森を守ることにホタテを守ることだと。森を増やすことが植物プランクトンを増やすことになる。私は当然だと思うんですが、そういう活動がもう十何年行われているわけでありまして再度伺いますが、観測ブイの設置場所、観測項目を増やすことで、陸奥湾の海水温の上昇、それからプランクトン不足と森林の伐採とか、林地開発とか、その関連をやはり調査研究する必要があると考えますが、県の見解、対応を伺います。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾における海水温の上昇や植物プランクトンの発生と森林の伐採等との関連については、地球規模の環境変動のほか、海流や河川水の流入状況など多様な要素があること、また、観測すべき項目も高度かつ膨大となることが考えられます。ブイロボで

の対応は現在のところ難しいものと考えております。

ただ、こういった研究につきましては、県水産総合研究所はもとより、国あるいは大学等といったところと連携しながら進めていくことが必要だと考えております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 地球規模だから。どうもそういう姿勢というのは――ホタテを守り、振興させるためには何でもやるという決意をたしか知事が述べられたと思うんですけれども、どうもそういう気概がないのかなという気がしますね。

三陸海岸のカキを守るために、森は海の恋人というスローガンで三陸沿岸の漁協の皆さんが森づくりをずっと続けている。あるいは北海道の日高昆布の襟裳岬周辺であります。日高南部森林管理署の統計で、緑化面積と魚介類の水揚げ量、これは単純ではありませんが、ほぼ比例して右肩上がりというか、緑を増やしていけば漁獲も、傾向がデータとしてある。

あるいは、保安林の中でも魚つき保安林が、実は本県の東通村の尻屋にもあります。ただ、その後、全体的に増えていない。尻屋のデータを見ると、明治四十五年、若い漁業者の方を中心にして、森づくりから海を守る、そういう活動が本県でもずっと続いているわけがあります。

そういうことを考えていきますと、やはりホタテを守るために山を守る、そして、山を守り、ホタテ漁業を守るという活動を進めていくべきだと思います。そのためにも、やはり観測ブイの数、それから観測項目を増やして、きちっとした科学的データを県民にも提供して、こういう森づくりについての理解、そして活動の振興を図っていく必要があると考えますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 海と山は密接につながっているという認識ももちろんございますし、山を守る重要性も認識しております。また、

県外の先行事例、県内の先行事例も承知しているところでございます。

本県におきましても、企業の森づくりや緑の少年団の育成など、社会全体で森林の保全を支える取組のほか、漁業者による植樹活動や子供たちが水の循環について学ぶ活動などを実施しているところであり、今後、そういったことも参考にしながら取組を進めていきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ぜひ森は海の恋人だと、森はホタテの恋人だという強い意思を持って、明日からでも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、青森県道路公社経営状況説明書であります。まず、みちのく有料道路のETC導入により料金収入が増えていると思いますが、今後の償還の見通しについて伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当路線の令和六年度決算状況について、ETC導入前の令和四年度と比較すると、料金収入を含む総収入は、約一〇%増の約十八億六千万円、総費用は、約六%増の約十億九千万円、総収入から総費用を差し引いた収支は、約一六%増の約七億七千万円となっております。

令和六年度末の債務残高は約六十一億円となっております。ETC導入後は交通量が堅調に推移し、料金収入も増加していることを踏まえ、引き続き、令和十一年十一月の料金徴収期限に向けて、債務償還に取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 債務が六十一億円ですか。したがって、ETCを導入しても令和十一年の予定、そこまでどうもかかるのかなというような状況ですが、先ほど青森空港有料道路について御答弁がありました。青森空港有料道路についての無料化は二〇二七年ということですか。

が、この青森空港有料道路の場合の償還には県の出資金が入った償還が全て終わるという見込みになりました。県の出資金の額と出資金の償還の見通しについて伺います。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当路線については、令和六年度決算における債務残高や今後の事務手続等を踏まえ、令和九年七月十八日の料金徴収期間の満了をもって無料開放する見通しとなっております。

当路線の令和六年度末の債務残高は、借入金一億円、県出資金十五億二千五百万円となっております。令和九年七月の料金徴収期限までに借入金については全額を償還、県出資金については一部を償還することが可能であると考えております。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 青森空港有料道路の場合については、県出資金は無料開放してもまだ返せないという状況がお話しされました。したがって、青森空港有料道路無料化と同時期にみちのく有料道路も無料化すると。今の御説明でいくと、みちのく有料道路の場合にも県出資金は全額返済ということは無理だと思います。空港もそうなんです。したがって、県南と青森と津軽、要するに、弘前市から八戸市まで一本の道路を全て無料ですと、これがやはり青森県全体の発展につながるだろうという具合に思いますので、青森空港有料道路無料化と同時期にみちのく有料道路も無料化すべきだと思います。知事、いかがですか。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 青森空港有料道路及びみちのく有料道路は、いずれも道路整備特別措置法に基づく有料道路制度を活用して建設したものであり、それぞれの路線ごとに県議会の御同意と国の許可を受けて償還計画を定めたものであります。

このため、みちのく有料道路につきましては、当該路線に係る償還計画に基づき、令和十一年十一月の料金徴収期限に向けて、引き続き債務

償還に取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 青森空港有料道路の場合には、計画どおりいっても県出資金は残るわけです。ですから、みちのく有料道路の場合にも計画どおりに進んでいったとしても県出資金は残るでしょう。かといって、青森空港有料道路が無料になり、みちのく有料道路はさらにまた二年有料を続けるということになります。先ほどの鶴賀谷議員に対する御答弁でも、青森空港有料道路無料化の効果を声高らかに県土整備部長は言われたわけですから、やはりみちのく有料道路だって無料化にすれば、青森空港有料道路よりもさらに大きな効果があると思いますので、重ねてみちのく有料道路も青森空港有料道路と同時期に無料化すべきだと思いますが、重ねて知事の見解を求めます。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 繰り返しとなりますが、みちのく有料道路の料金徴収につきましては、県議会の御同意と国の許可を受けた上で令和十一年十一月十二日を徴収期限と定められているところでございますので、引き続き債務償還に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） これをもって質疑を終わります。

◎ 人事案件委員会付託省略

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。議案第十一号及び議案第十二号は、人事案件につき委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（丸井 裕） 議案第一号から議案第十号まで、報告第一号及び報告第二号をお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

第 3 2 2 回定例会総務政策子ども委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 2 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 3 号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 4 号	青森県県税条例等の一部を改正する条例案
議案第 5 号	青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案
議案第 6 号	青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
議案第 10 号	青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
報告第 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税条例の一部を改正する条例）
報告第 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

第 3 2 2 回定例会環境厚生委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 7 号	青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 9 号	青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

第322回定例会農林水産委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 8 号	青森県果樹園地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例案

◎ 発 議 案 上 程

○議長（丸井 裕） 発議案が提出されましたので、お手元に配付してあります。

発議第四号から発議第六号までを一括議題といたします。

地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年6月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴	高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博		

地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

日本企業の9割以上、雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済・社会を支えています。

原材料高・物価高が続き、経営者の高齢化、賃上げへの対応など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しく、また大きな変革期の中にあります。生業や観光など地域の経済活動に大きな影響が生じれば、雇用にも影響が波及しかねません。

よって本議会は、努力と創意工夫を重ね、日本経済や地域経済・社会に活力を与えてきた中小企業・小規模事業者を支え、創業間もない企業や働き方改革や賃上げに取り組む企業等への支援が一層充実されることを求め、国に対し、下記の施策が実施されるよう、要望します。

記

- 1 地域の雇用を支える企業を応援する観点から、中小企業等が正規雇用を維持・拡大するために必要な施策を実施すること。
- 2 赤字法人でも負担しなければならない社会保険料は、中小企業等が雇入れを躊躇する要因の一つと考えられる。一方で、非正規労働者や失業されている方に正規労働への道を拡大することは、労働の安定と年収増、ひいては生活の安定を支えることにつながる。このため、新たに正規労働者を雇用した中小企業等に対し、長期間にわたり社会保険料の事業主負担の一定部分を助成することにより、中小企業等の新規人材の獲得、及び事業の活性化が図られるよう施策を講ずること。
- 3 賃上げの原資となる実効的な価格転嫁が進められるよう、下請Gメンの人員のさらなる充実等を通じて、立場の弱い中小企業・小規模事業者等が適切に価格交渉に臨める環境を整えること。
- 4 中小企業憲章の理念の実践はもとより、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心城市街地の活性化、海外展開の支援などを一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

高額療養費見直しの丁寧な検討等を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年6月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美 吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博	

高額療養費見直しの丁寧な検討等を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきです。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げようとした。これに対して、がんや難病等の治療を続ける当事者の皆さん及び支える方々が引上げの凍結を求めてあきらめずに声を上げ続けたことにより、政府は引き上げを見送り、今年秋までに再検討するとしています。

高額療養費の自己負担限度額の引き上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。そのため、政府の引上げ方針に対して、がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければならなくなる、といった悲痛な声が数多く上がりました。

また、政府が行おうとした引き上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、プロセスも不適切でした。高額療養費制度を見直す際には、当事者や患者団体等の審議会への参画による意見の反映という適正な手続きを經るべきです。また、制度を利用している方々の生活実態を調査するとともに、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響、高額療養費の支給を受けた者の必要かつ適切な受診に与える影響を考慮する必要があります。政府が再検討の期限とする今年秋までという短期間ではこれらを十分に行うことはできません。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費制度の見直しについては1年間程度、丁寧に時間をかけて再検討すること、高額療養費の自己負担限度額の引き上げは行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年6月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田名部 定 男 今 博 鶴賀谷 貴 高 畑 紀 子

夏 堀 嘉一郎 小笠原 大 佑 鹿 内 博

地域医療を守るため緊急対策の実施を求める意見書

公立・公的病院は、へき地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度・先進医療など重要な役割を担っています。こうした役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきましたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれています。特に公立病院の経営は極めて深刻で、2023年度の公立病院の純損益は205億円の赤字です。また、公立・公的病院の医療従事者の人員確保も課題であり、賃上げに対応できなければ、必要な人員が確保できなくなることと危惧されます。

このような現状を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命を守れなくなってしまう恐れがあります。よって、政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 第1段階の対策として、公立病院など、赤字の医療機関の経営を緊急的に支える補助金制度を速やかに創設し、第2段階の対策として、2024年度の損益収支が発表された後、必要であればさらなる対策を講じること。
- 2 全ての医療機関の赤字の状況や物価高や人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定で上記補助金の内容を取り込んだ上でプラス改定とすることに取り組むこと。
- 3 公立病院が引き続き地域医療の要として機能を果たせるよう、繰出基準及び普通交付税や特別交付税の単価を引き上げる等、制度全体を見直すこと。
- 4 医療保険を使った医師偏在対策ではなく、都道府県や市町村の自主性を尊重する医師確保策を実行し、市町村や一部事務組合でも独自に基金を創設し、医師確保ができるようにするため、医師確保のための基金を拡充すること。
- 5 2024年診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料や基本料引上げの効果を早期に検証し、看護師等のさらなる賃上げが可能となる制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

◎ 発 議 案 採 決

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。発議第四号から発議第六号までは、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第四号から発議第六号までに対する質疑及び討論でありませんが、通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これより発議第四号から発議第六号までを採決いたします。

発議第四号から発議第六号まで、以上三件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（丸井 裕） 発議第三号を議題といたします。

企業・団体献金の禁止の実現を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年6月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田名部 定 男 今 博 鶴賀谷 貴 高 畑 紀 子

夏 堀 嘉一郎 小笠原 大 佑 鹿 内 博

企業・団体献金の禁止の実現を求める意見書

自民党派閥の政治資金パーティーの裏金問題をきっかけに、「政治とカネ」に対する国民の政治不信は極めて深刻なものになりました。通常国会における真相解明や、再発防止のための政治資金法改正はきわめて不十分なままでした。

総選挙後の臨時国会で、改めて政治資金規正法の再改正の議論が行われ、政策活動費の廃止や第三者機関の設置を盛り込んだ政治改革関連法が成立しました。

一方、企業・団体献金は政財界の癒着につながり、カネで政策がゆがめられる懸念が長く指摘されてきました。リクルート事件などを受けた1994年の「平成の政治改革」では、政党交付金の導入に伴い、政治家個人への企業・団体献金は禁止されました。政党等に対する企業・団体献金は「5年後に見直す」とされましたが、現在まで放置されており、政党支部への献金が政治家個人への企業・団体献金禁止の抜け穴ともなっています。

政治改革をめぐる「30年未の宿題」と言われている企業・団体献金禁止法案について、与野党は、精力的に議論を行っています。令和6年度末までの結論を得るとの申し合わせも先送りとなり、また今国会でも採択が見送りとなりました。

よって、国会及び政府に対し、政治とカネの問題に対する民意を踏まえ、今度こそ企業・団体献金の禁止を実現するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青森県議会

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。発議第三号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第三号に対する質疑ですが、通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。

◎ 発議案に対する討論

○議長（丸井 裕） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

賛成討論、三十七番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。――安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。新政未来、無所属鹿内博議員が提出した議員発議第三号「企業・団体献金の禁止の実現を求める意見書（案）」に対する賛成討論を行います。

自民党の中で、政治資金パーティーの名で脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集めながら政治資金報告書を偽造し、裏金をつくっていることが明らかになりました。高物価の中、暮らしを守るために必死の国民を尻目に裏金づくりをしていたことに怒りは頂点に達しています。金権腐敗政治の根を断つためには、企業、団体による政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金の全面禁止が必要です。

提出された意見書案には、国会及び政府に対し、政治と金の問題に対する民意を踏まえ、今度こそ、企業・団体献金の禁止を実現するよう強く求めています。よって、議員発議第三号意見書案には全面的に賛同いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（丸井 裕） これをもって討論を終わります。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（丸井 裕） 発議第三号を採決いたします。

発議第三号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（丸井 裕） 発議第一号及び発議第二号を一括議題といたします。

発 議 第 1 号

消費税廃止をめざし緊急に一律5％への減税を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年6月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者（別 紙）

安藤晴美吉保洋田端深雪鹿内博

消費税廃止をめざし緊急に一律5％への減税を求める意見書

物価高騰が続く中、消費税の重圧は食料品だけでなく、衣服、日用品、水光熱費、携帯料金、本などあらゆる分野に及び、消費税減税を求める声は日増しに強まっている。一律5％に減税すれば平均的な勤労者世帯で年12万円の減税となる。

5％への減税に必要な財源は年15兆円であるが、その財源に仮に「国債」を使うとなると、すでに2025年度予算の国債利払費10.5兆円が8.7兆円の軍事費を上回っており、予算を圧迫し、しかも国債の増発はインフレを引き起こす一因となる現状を鑑みれば、財源としてはふさわしくないと考える。

消費税が導入されて以来、その税収は571兆円に上り、その一方で消費税増税と同じ期間に、大企業の法人税減税や超富裕層が恩恵を受ける所得税減税を進め、その減収額は606兆円（法人3税＝法人税、法人事業税、法人住民税で314兆円、所得税、住民税で292兆円）にのぼった。消費税はその穴埋めに消えたことになる。

大企業・富裕層への行き過ぎた減税・優遇措置を見直して財源を作ることが社会保障をよくし、消費税減税の財源を生み出すことにつながると考える。よって次の措置をとることを要望する。

記

- 1 消費税廃止をめざし、緊急に一律5％への減税を図ること
- 2 消費税5％減税へ引き下げるための財源年間約15兆円は、大企業や超富裕層への行き過ぎた減税の見直しによって確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青森県議会

コメ不足、米価高騰を招いた農政から、農家を支え、コメを増産し
安定供給する政策への転換を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年6月24日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

提出者（別紙）

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴	高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博		

コメ不足、米価高騰を招いた農政から、農家を支え、コメを増産し安定供給する政策への転換を求める意見書

政府は昨年の中、6月に備蓄米の放出を求める声が出ても、8月にコメが店頭から消えても備蓄米の放出を行わず、結果米価高騰が続き、今年1月ようやく備蓄米放出を決断するなど後手の対応となった。その要因はコメの供給量不足をかたくなに認めないことにあった。現実には需要に対し生産と在庫量が圧倒的に足りていない為、コメが消え、業者間の集荷競争が始まり、米価高騰につながり備蓄米を放出せざるを得なくなつた。

昨年6月末の民間在庫は、適正な180万～200万トンを下回る153トンしかない一方、2023年6月末から24年6月末までの需要量は705万トンまで伸び、23年産のコメの生産量は661万トンしかなく「明らかに供給量が足りていない」と言わざるを得ない。

政府の備蓄米放出を一般競争入札から随意契約に切り替え、既に高値で仕入れている業者は鶴地に陥り、小さな米穀店などはつぶれかねない事態となり支援が必要だ。

政府がこれまで取り続けてきた、事実上の減反と低米価を押し付け、コメ農家への所得補償（10アール当たり1万5000円）を全廃して年間1500億円近い所得を全国のコメ農家から奪った政策により、21年22年のコメ農家の1時間当たりの労働報酬がわずかに10円に落ち込み、2000年以降、コメ農家は175万戸から58万戸（23年）へと3分の1に減少してしまった。生産量も在庫量も備蓄も足りず、農家も減少し、農地を増やす目標も立てられない事態だ。農業予算が1980年代の3兆6000億円から2兆3000億円まで削られている。

こうした農政を転換するため以下要望します。

記

- 1 規模に関わらず農家の所得を保障するための所得補償制度を復活させること
- 2 コメを増産し安定供給ができるようにすること
- 3 命を支える食料や農業予算を抜本的に拡充すること
- 4 トランプ関税の下、米国が農産物の更なる市場開放を迫っているが、日本の農業をこれ以上犠牲にしないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

青 森 県 議 会

◎ 発議案提案理由説明

○議長（丸井 裕） 発議第一号及び発議第二号について、提出者の説明を求めます。

三十七番安藤晴美議員の登壇を求めます。――安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。日本共産党県議団、無所属鹿内博議員が提出した発議第一号「消費税廃止をめざし緊急に一律五％への減税を求める意見書（案）」と、新政未来、日本共産党、無所属鹿内博議員が提出した発議第二号「コメ不足、米価高騰を招いた農政から、農家を支え、コメを増産し安定供給する政策への転換を求める意見書（案）」の提案理由説明を行います。

「消費税廃止をめざし緊急に一律五％への減税を求める意見書（案）」について。

物価高騰が続く中、消費税の重圧は、食料品だけでなく、衣服、日用品、水光熱費、携帯料金、本など、あらゆる分野に及び、消費税減税を求める声は日増しに強まっています。一律五％に減税すれば、平均的な勤労者世帯で年十二万円の減税となり、食料品ゼロ％の場合の約四％に比べても減税効果が高いと言えます。

五％への減税に必要な財源は年十五兆円となりますが、その財源に仮に国債を使うとなると、既に二〇二五年度予算の国債利払い費十・五兆円が八・七兆円の軍事費を上回っており、予算を圧迫し、しかも、国債の増発はインフレを引き起こす一因となる現状を鑑みれば、財源としてはふさわしくないと考えます。

消費税が導入されて以来、その税収は五百七十一兆円に上り、その一方で、消費税増税と同じ期間に大企業の法人税減税や超富裕層が恩恵を受ける所得税減税による減収額は六百六兆円に上っており、消費税はその穴埋めに消えたことになります。

よって、政府に対し、消費税廃止を目指し、緊急に一律5%への減税を図ること、消費税5%減税へ引き下げのための財源年間約十五兆円は、大企業や超富裕層への行き過ぎた減税の見直しによって確保することを国に求めることが、社会保障を後退させることなく、国民の暮らしを守るために有効と考えます。

「コメ不足、米価高騰を招いた農政から、農家を支え、コメを増産し安定供給する政策への転換を求める意見書(案)」は、昨年の米不足が生じた際に、備蓄米放出を求める声をかたくなに拒み、今年一月によりやく備蓄米の放出を決断したものの、市場への出回りは遅々として進まず、農水大臣の失言により大臣交代となり、それまでの一般競争入札から随意契約に切り替えたことで、安値の米が市場に出回るに至りましたが、既に備蓄米を高値で仕入れた業者や米穀店は窮地に陥るなど、混乱はやまず、米政策の根本問題は何ら解決されておりません。

政府がこれまで押しつけてきた減反と市場任せの米価、米農家への所得補償全廃により、二〇二一年・二〇二二年産米は、一時間当たりの労働報酬は僅か十円に落ち込み、二〇〇〇年以降、米農家は百七十五万戸から五十八万戸(二〇二三年)へと三分の一に減少しています。

こうした状況から脱却し、政府が主食米に責任を持ち、規模にかかわらず、農家の所得を保障するための所得補償制度を復活させること、米を増産し、安定供給ができるようにすること、命を支える食料や農業予算を抜本的に拡充すること、トランプ関税の下、米国が農産物のさらなる市場開放を迫っているが、日本の農業をこれ以上犠牲にしないこと、これらを政府に求めることが必要と考えます。

よって、この意見書案二本を採択されるよう、皆様の御同意を求め、発議第一号と発議第二号の提案理由説明といたします。

◎ 発 議 案 採 決

○議長(丸井 裕) お諮りいたします。発議第一号及び発議第二号は、委員会付託は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(丸井 裕) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第一号及び発議第二号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第一号及び発議第二号を採決いたします。

発議第一号、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(丸井 裕) 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

発議第二号、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(丸井 裕) 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 議 長 休 会 提 議

○議長(丸井 裕) 本職から提議があります。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため、明二十五日及び二十六日の二日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(丸井 裕) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

六月二十七日は午後一時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五十五分散会